

# \* 北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 規 則

|                                                             |   |
|-------------------------------------------------------------|---|
| ○退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課）                     | 1 |
| ○住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（市町村課）                       | 3 |
| ○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則……………（地域保健課）                           | 4 |
| ○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則……………（食品衛生課）                            | 4 |
| ○興行場法施行細則の一部を改正する規則……………（食品衛生課）                             | 5 |
| ○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（維持管理防災課） | 6 |

## 規 則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

### 北海道規則第13号

退職手当の基礎在職期間等に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の基礎在職期間等に関する規則（平成18年北海道規則第79号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条第1号中「第7条第1項各号」を「第8条第1項各号」に、「第7条第2項第6号」を「第8条第2項第6号」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。  
（基礎在職期間に含まれる学術研究休職等の要件）

**第3条** 条例第6条の4第1項に規定する知事が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 退職した者が、その休職の期間中、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人に使用される者（常時勤務に服することを要しない者を除く。）として学術の調査、研究又は指導に従事していたこと。

- (2) 前号の学術の調査、研究又は指導への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして知事が別に定める要件に該当すること。

別表中「（第5条関係）」を「（第6条関係）」に改め、同表イの表第5号区分の項第5号中「以後適用されている」を「から平成27年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第10号を第13号とし、第9号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

12 平成27年4月1日以後適用されている道職員給与条例の医療職給料表(2)（学校職員給与条例附則第5項において適用する場合を含む。以下「平成27年4月以後の医療職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもののうち知事が別に定めるもの

別表イの表第5号区分の項第8号を同項第10号とし、同項第7号中「以後適用されている」を「から平成27年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 平成27年4月1日以後適用されている学校職員給与条例の教育職給料表(2)（以下「平成27年4月以後の教育職給料表(2)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの

別表イの表第5号区分の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

6 平成27年4月1日以後適用されている学校職員給与条例の教育職給料表(1)（以下「平成27年4月以後の教育職給料表(1)」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事が別に定めるもの

別表イの表第6号区分の項第5号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第13号を第16号とし、第10号から第12号までを3号ずつ繰り下げ、同項第9号中「第5号区分の項第9号」を「第5号区分の項第11号」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

12 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの（第5号区分の項第12号に掲げる者を除く。）

別表イの表第6号区分の項第8号中「第5号区分の項第8号」を「第5号区分の項第10

号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第5号区分の項第7号」を「第5号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第9号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第6号区分の項第6号中「第5号区分の項第6号」を「第5号区分の項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

6 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第7号区分の項第5号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第14号を第17号とし、第11号から第13号までを3号ずつ繰り下げ、同項第10号中「以後適用されている」を「から平成27年3月31日までの間において適用されていた」に改め、「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

13 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもののうち知事が別に定めるもの又は7級であったもの

別表イの表第7号区分の項第9号を同項第11号とし、同項第8号中「第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号」を「第5号区分の項第10号及び第6号区分の項第10号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第7号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号」を「第5号区分の項第8号及び第6号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

9 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第5号区分の項第9号及び第6号区分の項第9号に掲げる者を除く。）

別表イの表第7号区分の項第6号中「第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号」を「第5号区分の項第7号及び第6号区分の項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

6 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの又は4級であったもの（第5号区分の項第6号及び第6号区分の項第6号に掲げる者を除く。）

別表イの表第8号区分の項第6号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、同項第13号中「第7号区分の項第12号」を「第7号区分の項第15号」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「第7号区分の項第11号」を「第7号区分の項第14号」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第7号区分の項第10号」を「第7号区分の項第12号」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもののうち知事が別に定めるもの又は6級であったもの（第7号区分の項第13号に掲げる者を除く。）

別表イの表第8号区分の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事が別に定めるもの

別表イの表第8号区分の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

7 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第7号区分の項第6号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第9号区分の項第6号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、同項第11号中「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第8号区分の項第11号」を「第8号区分の項第13号」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの（第8号区分の項第14号に掲げる者を除く。）

別表イの表第9号区分の項第10号中「第8号区分の項第10号」を「第8号区分の項第12号」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第9号を第11号とし、同項第8号中「平成19年

4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第8号区分の項第8号」を「第8号区分の項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は特2級若しくは3級であったもの（第8号区分の項第10号に掲げる者を除く。）

別表イの表第9号区分の項第7号中「又は3級」を「3級」に、「第8号区分の項第7号」を「第8号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

7 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は特2級若しくは3級であったもの（第7号区分の項第6号及び第8号区分の項第7号に掲げる者を除く。）

別表イの表第10号区分の項第6号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同項中第14号を第17号とし、第13号を第16号とし、第12号を第15号とし、同項第11号中「平成18年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

14 平成27年4月以後の医療職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち知事が別に定めるもの又は3級若しくは4級であったもの

別表イの表第10号区分の項中第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、同項第8号中「平成19年4月以後」の次に「平成27年3月以前」を加え、「第9号区分の項第8号」を「第9号区分の項第9号」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

10 平成27年4月以後の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第10号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの

別表イの表第10号区分の項第7号中「第9号区分の項第7号」を「第9号区分の項第8号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

7 平成27年4月以後の教育職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第9号区分の項第7号に掲げる者を除く。）のうち知事が別に定めるもの

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、本則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部改正）

2 北海道職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（平成18年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第5条」に改める。

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

## 北海道規則第14号

住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行条例施行規則（平成23年北海道規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第8項中「次条第23項」を「次条第22項」に改める。

第5条第8項を削り、同条第9項中「別表第2の9の事項」を「別表第2の8の事項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「別表第2の10の事項」を「別表第2の9の事項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「別表第2の11の事項」を「別表第2の10の事項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「別表第2の12の事項」を「別表第2の11の事項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「別表第2の13の事項」を「別表第2の12の事項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「別表第2の14の事項」を「別表第2の13の事項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「別表第2の15の事項」を「別表第2の14の事項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「別表第2の16の事項」を「別表第2の15の事項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「別表第2の17の事項」を「別表第2の16の事項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「別表第2の18の事項」を「別表第2の17の事項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「別表第2の19の事項」を「別表第2の18の事項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第20項中「別表第2の20の事項」を「別表第2の19の事項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第21項中「別表第2の21の事項」を「別表第2の20の事項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第22項中「別表第2の22の事項」を「別表第2の21の事項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「別表第2の23の事項」を「別表第2の22の事項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「別表第2の24の事項」を「別表第2の23の事

項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第25項中「別表第2の25の事項」を「別表第2の24の事項」に改め、同項を同条第24項とし、同条第26項中「別表第2の26の事項」を「別表第2の25の事項」に改め、同項を同条第25項とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第15号**

歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

歯科技工士法施行細則（昭和31年北海道規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第2条中「規則第10条の規定により歯科技工士国家試験合格証明書」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定に基づく歯科技工士国家試験の合格証明書」に改める。

**附 則**

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

**北海道規則第16号**

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則（昭和24年北海道規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条に規定する」を「第5条の規定により条例第3条又は第4条に掲げる基準の一部を適用しないこととされる」に改める。

第2章及び第3章を次のように改める。

**第2章及び第3章 削除**

**第3条から第9条まで 削除**

第17条を次のように改める。

**第17条** 食品衛生監視員は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）第3条第1項に規定する収去を行う場合において営業者からの求めがあるときは、事情の許す限りその物品の一部を封かんして交

付しなければならない。

第17条の3第1項中「別表第1の7の項第1号」を「別表第1の10の項第1号」に改める。

第17条の4中「別表第1の7の項第3号」を「別表第1の10の項第3号」に改める。

第18条第4項中「別表第1の10の項第10号」を「別表第1の14の項第10号」に改める。

第5章中第23条の2の次に次の1条を加える。

**第23条の3** 次に掲げる営業を行う者は、条例第3条第1号アに規定する危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始したときは、速やかに、営業所ごとに、別記様式第13号の5の危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の開始届1通を知事に提出しなければならない。

(1) 令第35条に掲げる営業

(2) 食品の製造販売行商等衛生条例（昭和29年北海道条例第46号）第2条第1号、第3号及び第5号に掲げる行商、販売業及び製造業

(3) かきの処理等に関する衛生条例（昭和37年北海道条例第45号）第2条第6号に掲げるかき処理業

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更したときは、速やかに、別記様式第13号の6の危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の変更届1通を知事に提出しなければならない。

第24条の3第1項中第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 第23条の3第1項の規定による届出に関すること。

(13) 第23条の3第2項の規定による届出に関すること。

別記様式第1号から別記様式第6号までを次のように改める。

**別記様式第1号から別記様式第6号まで 削除**

別記様式第13号の4の次に次の2様式を加える。

**別記様式第13号の5（第23条の3関係）**

|                                                                             |              |
|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の開始届                                                    |              |
| 年 月 日                                                                       |              |
| 保健所長 様                                                                      |              |
| 届出者                                                                         | 住 所          |
|                                                                             | 氏 名          |
|                                                                             | 〔法人にあっては、その〕 |
|                                                                             | 〔名称及び代表者氏名〕  |
| 次のとおり危害分析・重要管理点方式（H A C C P）を用いた衛生管理を開始したので、食品衛生法施行細則第23条の3第1項の規定により、届け出ます。 |              |

|                               |       |                                                                                                                                  |           |
|-------------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 営 業 所 所 在 地                   |       | 電話番号 ( )                                                                                                                         |           |
| 営業所の名称、屋号又は商号                 |       |                                                                                                                                  |           |
| 営業所の危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の導入状況 |       | <input type="checkbox"/> 全ての製品について危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っている。<br><input type="checkbox"/> 一部の製品についてのみ危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っている。 |           |
| 開 始 年 月 日                     |       | 年 月 日                                                                                                                            |           |
| 許可(登録)番号及びその年月日               | 営業の種類 | 導 入 状 況                                                                                                                          | 製 品 の 名 称 |
| 1                             |       | 全部・一部・無                                                                                                                          |           |
| 2                             |       | 全部・一部・無                                                                                                                          |           |
| 3                             |       | 全部・一部・無                                                                                                                          |           |
| 4                             |       | 全部・一部・無                                                                                                                          |           |
| 5                             |       | 全部・一部・無                                                                                                                          |           |

備考

- 「営業所の危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の導入状況」欄は、該当する箇所には点を記載すること。
- 「導入状況」欄中全ての製品について危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っている場合には「全部」に、一部の製品についてのみ危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っている場合には「一部」に、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っていない製品がない場合には「無」に○を付すること。
- 「製品の名称」欄は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を行っている製品の名称を記載すること。
- 危害分析・重要管理点方式の内容が食品衛生法施行条例第3条第1号ア、第2号ア又は第3号アに規定する基準に適合する旨を説明する書類を添付すること。

別記様式第13号の6（第23条の3 関係）

危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理の変更届

年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、その  
名称及び代表者氏名〕

次のとおり危害分析・重要管理点方式（H A C C P）を用いた衛生管理を変更したので、食品衛生法施行細則第23条の3 第2項の規定により、届け出ます。

|                 |           |          |  |
|-----------------|-----------|----------|--|
| 営 業 所 所 在 地     |           | 電話番号 ( ) |  |
| 営業所の名称、屋号又は商号   |           |          |  |
| 許可(登録)番号及びその年月日 | 営 業 の 種 類 | 備 考      |  |
| 1               |           |          |  |
| 2               |           |          |  |
| 3               |           |          |  |
| 4               |           |          |  |
| 5               |           |          |  |
| 変 更 年 月 日       |           | 年 月 日    |  |
| 変 更 内 容         | 変 更 前     |          |  |
|                 | 変 更 後     |          |  |

備考 危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を変更した場合（危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を全て従来方式による衛生管理に変更した場合を除く。）は、その内容が食品衛生法施行条例第3条第1号ア、第2号ア又は第3号アに規定する基準に適合する旨を説明する書類を添付すること。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2章及び第3章、第17条並びに別記様式第1号から別記様式第6号までの改正規定は、公布の日から施行する。

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第17号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和59年北海道規則第102号）の一部を次のように改正する。

第 7 条（見出しを含む。）中「第 6 号」を「第 7 号」に改める。

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とし、7 の項を 6 の項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

7 喫煙所を設ける場合にあっては、喫煙所は、入場者の定員に応じた十分な広さを有していること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

#### 北海道規則第18号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成18年北海道規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第21条第 2 項及び第28条第 2 項」を「第22条第 2 項及び第30条第 2 項」に改める。

第 3 条中「第 9 条第 1 項」を「第10条第 1 項」に、「第13条第 1 項」を「第14条第 1 項」に改める。

第 5 条中「第16条第 2 項」を「第17条第 2 項」に改める。

第 6 条中「第16条第 3 項」を「第17条第 3 項」に改める。

別記第 1 号様式その 2 中「第21条第 2 項」を「第22条第 2 項」に改め、同様式その 2（表面）中「第21条第 1 項」を「第22条第 1 項」に改め、同様式その 2（裏面）中「第21条」を「第22条」に、「第 9 条第 1 項、第16条第 1 項、第17条第 2 項、第18条」を「第10条第 1 項、第17条第 1 項、第18条第 2 項、第19条」に改め、同様式その 3 中「第28条第 2 項」を「第30条第 2 項」に改め、同様式その 3（表面）中「第28条第 1 項」を「第30条第 1 項」に改め、同様式その 3（裏面）中「第28条」を「第30条」に改める。

別記第 4 号様式中「第16条第 1 項」を「第17条第 1 項」に改める。

別記第 5 号様式中「第16条第 1 項ただし書」を「第17条第 1 項ただし書」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第 1 号様式その 2 又はその 3 による身分証明書は、それぞれこの規則による改正後の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第 1 号様式その 2 又はその 3 による身分証明書とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第 4 号様式又は別記第 5 号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第 4 号様式及び別記第 5 号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。